公立鳥取環境大学の進級に関する規程
平成２８年４月１日
公立鳥取環境大学規程第３９号

（趣旨）
第１条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第３９条の２第３項の規定に基づき、公立鳥取環境
大学の進級要件に関し必要な事項を定めるものとする。

（修得単位数）
第２条 進級は、以下の各号を全て満たしていなければならない。
（１）総修得単位数が４４単位以上であること。
（２）人間形成科目の修得単位数が２２単位以上であること。
（３）経営学部においては、学部基礎科目の修得単位数が１４単位以上であること。

（進級判定）
第３条 進級の判定は当該年度の学年末とし、教務委員会で審議し、教授会の議を経て、学長が
決定する。但し、再度の進級の判定は在学期間が４年に達する学期末に行うことができる。
２ 進級の判定は、在学期間が通算して１年６ヶ月以上の学生を対象とする。

（通知）
第４条 進級できない学生への通知は、決定後速やかに文書にて行う。

 （委任）
第５条 この規程の定めるもののほか、進級等に関して必要な事項は、学長が別に定める。

 附 則
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

 附 則（平成３０年規程第１４号）
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年規程第１０号）
 この規程は、平成３１年４月１日から施行する。